

「議長の議決権」と「受任者を議長とした委任状」の有効性

1	総 会・・・議事進行上の留意点
---	-----------------

総会は、執行部としての 1 年間の成果を会員に示す場であると同時に、会員からの評価を受ける場でもあり、成否は議事進行如何によっても過言ではない。この総会の議事を円滑に進行するためには、総会における基本的な確認事項として、定足数(出席会員数+出席したと見做されている会員数)+有効な委任状の確認+議決権数+緊急動議への対応等が前もって準備されていなければならない。

① 行政書士と会員の類型

行政書士の類型	1 個人の行政書士 2 個人の行政書士の使用人行政書士 3 行政書士法人の社員行政書士 4 行政書士法人の使用人行政書士 5 個人、法人事務所の派遣行政書士
本会会員の類型	1 個人会員 (会則 7-3-2) 2 行政書士法人(会則7-3-3)

② 定足数の基本

通常総会開催のための定足数	個人会員総数の3分の1≦本人出席した個人会員数+有効な委任状を提出した会員数
---------------	--

③ 議決権の基本

通常議決の場合	本人出席した個人会員数+有効な委任状を提出した会員数-1 (このマイナス1は議長で、議長は採決に加わらない)
可否同数の場合	+1 (このプラス1は議長で、議長の1票で決する。)

④ 議決権を有する者

<p>議決権を有する者</p>	<p>「本人出席した個人会員」、「議決権を受任した会員」、「正副会長」、「理事」、「資格審査委員」、「議事運営委員」、「副議長」、「可否同数の場合における議長」が該当する。</p> <p>執行部側にとって、会場側は別物と分けてしまいがちだが、異議ありの場合、また賛否が拮抗する場合には、執行部側も当然挙手をしなければ、議決数にはカウントされない。</p>
<p>議決権を有しない者</p>	<p>通常の採決における「議長」</p> <p>「動議」の場合における、通常の議決権(事前配布の議案)しか委任していない会員 (動議が議案として採択された場合は、本人出席している個人会員のみが議決権を有する。)</p>

⑤ 受任者欄が職名だけの委任状の効力

有効定足数の範囲

Q7 有効定足数の範囲は？

A 会は会員数 600 名である。定足数は会則により 3 分の 1 の 200 名で、総会では受任者を会長とした委任状が 50、議長とした委任状が 80、本人出席が 100 人であった。司会者は「本日の出席者は、委任状を含め 230 人(委任状 130)で定足数を満たしており、本総会は有効に成立しています。」と発言した。この定時総会は有効に成立するのか？

委任状と議決権

Q8 議長宛の委任状と議決権？

会員からの議決権の行使に関する委任状は、相変わらず「会長」「議長」宛が多い。単に会長と記載してあっても、受任した会長の個人名は特定できるが、総会議長の場合は、会則上に個人を特定する規定がないため、総会当日に出席した個人会員の中から選出されて、初めて受任者名(議決権者)が特定される。つまり、委任状を提出した会員は、当日にしか個人名が確定しない議長という職名だけを特定しただけで、受任者個人名を特定することなしに、議決権を委任したことになる。この委任状は有効なのか？

* NPO 法人、マンション管理組合等では、代表者である理事長を総会議長として定款に規定している。その場合は、単に理事長と記載してあっても、受任者の個人

名は特定できるので有効である。その他「議決権行使書」も参考のこと。

⑥ 総会における議決権を有する者の範囲

(京都府行政書士会 会則)

(議決権)

第30条 会員は、1個の議決権を有する。

2 会員は、総会において第26条第2項の規定によりあらかじめ通知された事項について、他の出席した会員に議決権の行使を委任することができる。この場合において、議決権の行使を委任しようとする会員は、委任状を総会の議長に提出しなければならない。

3 前項による委任状の様式については、規則で定める。ただし、委任者の氏名及び職印の押印なきものは無効とする。

4 第2項の規定により議決権の行使を委任した者は、総会の出席会員とみなす。

(議事)

第31条 総会の議事は、出席した個人会員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。…(後略)…

(議長)

第32条 総会の議長及び副議長は、総会で選任する。

…法的思考からのアプローチ(会則・規則を読み解く)…

— Between The Lines 行間に隠されているもの—

(参考)会則

会則第31条 総会の議事は、出席した個人会員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(参考)憲法

(定足数、表決数)

第56条

1項 両議院は、各々その総議員の三分の一以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

2項 両議院の議事は、この憲法に特別の定のある場合を除いては、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

<議決権と議長>

議長については、会則第31条からの類推適用から、可否同数の場合を除き、そもそも総会の議決に加わる権利を有せず、総会秩序の維持、議事の進行及び議決を行う任にあたるだけであると解釈しなければならない。

…過半数で決し、可否同数のときは議長が決することの意味…

・憲法第56条及び会則第31条の規定の分析

(A) 議長が通常の議決に参加しない場合……必ず優劣が判明する。

有効議決権が99人(奇数) —過半数—

個人会員票	50
個人会員票	49

(B) 議長が通常の議決に参加しない場合……可否同数の場合は議長が決する。

有効議決権が100人(偶数) —過半数—

個人会員票	50	
個人会員票	50	議長1

・議長も通常の議決権を有すると仮定した場合の分析

(C) 議長が通常の議決に参加する場合…議長票を入れて、可否同数となる。

(可否同数の場合、議長は議決権を2個有することになってしまう。)

有効議決権が100人(偶数) —過半数—

個人会員票	50		
個人会員票	49	議長票 1	可否同数 議長+1

(D) 議長が通常の議決に参加する場合…議長票を入れると、優劣が判明する。

(可否同数を規定する意味がなくなってしまう。)

有効議決権が101人(奇数) —過半数—

個人会員票	50
個人会員票	50+議長1

議長が全議案に関し、当初から1票の議決権を有していると仮定した出席者が偶数の(C)の場合、当初の議決で1票、可否同数の場合で2票目の議決となり、議長だけが実質的に議決権を2票有することになるので認められない。

また、当初から議長は1個の議決権を有していると仮定した出席者が奇数の(D)の場合、必ず優劣が決まってしまうので「可否同数の場合は議長の決するところによる。」の文言は全く不要となり、後段に敢えて規定する意味がない。以上の分析から…

「議長」については、可否同数の場合を除き、そもそも総会の議決に加わる権利を有しておらず、総会秩序の維持、議事の進行、採決を行う任にあたるだけであると解釈しなければならないことになる。

「議長を受任者とした委任状」の有効性については、可否同数の場合にしか議決権を有しない者(議長)に、通常の議案に対する議決権の行使を委任することはありえないと解釈しなければならないことになる。

従って、本会の会則第31条は、以下のように意識することができる。

「会則第31条」…総会の議事については、議長は議決権を有しないので、総会場に本人出席した個人会員と、有効な委任状を提出し出席したとみなされている個人会員が有する議決権を採決し、その過半数をもって決する。

但し、会場内での採決の結果が可否同数の場合だけは、議事を確定させる必要上から、議長の有する1票の議決権によって決する。

議長を受任者とした委任状は、可否同数の場合のみ有効なものとして扱われることになるが、同数の場合は議長の1票で決するので、この場合の議長への委任状は例え有効とされた場合であっても、実質的には何の意味ももたない。

<委任状と総会開始時の定足数>

議長は総会において選任されるが、総会が有効に成立しているか否かについて、執行部が総会の定足数を確認する必要上、議長の選任前迄には委任状の受任者(現に出席している個人会員の名前)が特定されていなければ、定足数の有効数にはカウントできないはずである。

「只今より、平成〇〇年度、京都府行政書士会の定時総会を開催いたします。」のアナウンスが有効であるには、その時点で議長の個人名(受任者名)が特定されていなければならないことになる。つまり、定足数にカウントする委任状が、有効なものでなければならないのである。

しかし、現実には受任者名欄の「議長」との記載は単なる職名に過ぎず「出席した個人会員に議決権の行使を委任できる。」とした会則 30-2 の「個人会員に・・」という定義と、議長という職名とは当然区別されなければならないものである。この結果、開催の定足数に達していない総会は成立せず、議長を選任する場面まで至らない。よって、議長を受任者とした委任状を有効なものとして取り扱うことはできないこととなる。(会則 27、30-2)

なお、本会では、白紙委任状は無効とされているが、通常では、受任者を選任する権利を召集権者(会長)に委任したとみなされている。

執行部が、議長を受任者とした委任状を有効(定足数、議決権)なものとして扱うためには、会則第 31 条を改正し、総会の議事は、出席した個人会員の議決権の過半数で決する。・・として、31 条の後段を削除するか又は議長の議決権(定足数)の有無を条文中に明記する必要があると考えられる。

(参考)中小企業等協同組合法

第 52 条 総会の議事は、この法律又は定款若しくは規約に特別の定めがある場合を除いて、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 議長は、総会において選任する。
- 3 議長は、組合員として総会の議決に加わる権利を有しない。
- 4 総会においては、第四十九条第一項の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。ただし、定款に別段の定めがある場合及び同条第三項に規定する場合は、この限りでない。

(参考)京都司法書士会会則

(議決の要件)

第 43 条 総会の決議は、この会則に別段の定めのある場合のほか、出席した司法書士会員の議決権の過半数で議決する。ただし、可否同数のときは、議長が決する。

(参考)地方自治法

第四節 議長及び副議長

第 104 条 普通地方公共団体の議会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表する。